

香芝市既存木造住宅耐震診断事業に関する注意事項

香芝市既存木造住宅耐震診断事業は、昭和56年5月31日以前に着工された既存木造住宅の耐震性能を現地調査に基づき診断することを目的とするものです。

当該事業による耐震診断を申請するにあたっては、下記事項にご留意ください。

なお、全般的な住宅の相談や耐震診断後の措置（補強工事など）の相談を目的とした技術者の派遣事業ではありませんのでご理解をお願いします。

【診断実施まで】

◆耐震診断は、申請された方のうち香芝市が事業実施の対象として決定した方を対象としています。

※直接業者に耐震診断を頼まれた方は対象になりませんのでご注意ください。

◆耐震診断の業務は、「奈良県木造住宅耐震診断員登録者名簿」に登録された「奈良県木造住宅耐震診断員（以下「診断員」といいます。）」が行います。

※この「診断員」とは、木造住宅の耐震診断を行う技術者として奈良県が登録をおこなった者であり、本事業を実施する際に使用する単なる「呼称」であり、公的な資格ではありませんのでご注意ください。

◆耐震診断の実施日については、市から耐震診断事業助成決定の通知があった後、診断員から直接、調査日程などについての調整をするための連絡が入ります。無理のない範囲で日程調整を行ってください。

◆住宅の現地調査にあたっては、特に以下の点についてご協力いただくこととなります。事前にご準備いただきますようお願いいたします。

①調査当日は必ず立会いをお願いします。（なお、当日の調査は2時間程度と見込んでいます。）

②建築時の「設計図」や「工事請負契約書」などをご準備ください。

※書類が見あたらない場合は結構ですが、建築年次は確認しておいてください。

③天井や床下の点検口からの調査に支障がありそうな家具などがある場合は、可能な限り移動しておいてください。

【診断の当日】

◆事前にお約束した日時に診断員がお宅を訪問します。

診断員は、最初に「奈良県木造住宅耐震診断員登録証」を提示しますのでご確認ください。

※診断員が登録証を提示しない場合は、登録証の提示を求めてください。

◆診断員は住宅の内・外を調査します。必ずどなたかがご同行ください。

- ◆診断員は住宅の状況を確認するため、いろいろと住宅の履歴などについて質問します。お答えは診断結果に反映されますので、できる限り正確にお答えいただくよう努めてください。
- ◆調査は原則としてすべて目視により行われます。調査上やむを得ず申請者の了解を得て住宅の一部を損傷した場合には、申込者側の費用において復旧していただきます。また、家具などが障害になり現状が確認できない場合にはその部分の調査は中止することとなります。その場合は診断の精度が下がることとなりますがご了解ください。
- ◆記録のため住宅内外の写真を撮影しますのでご了解ください。
- ◆調査中に疑問に感じられたことなどは、遠慮なく診断員にお尋ねください。
- ◆現地で診断員とトラブルが発生した場合や診断員が改修工事をしつこく勧めるなど営業的な行為を行った場合などは、下記「問合せ先」にご連絡ください。

【結果の報告】

- ◆現地調査を終了すると、診断員は耐震診断報告書を作成し、再度申請者の方を訪問して、その報告書の提出とともに診断結果の説明を行います。
- ◆報告書に記載されている内容でご不明な点などがありましたら、診断員にお尋ねください。

【その他】

- ◆耐震診断の結果を受けたその後の対応などに関する各種ご相談（改修計画など）などは、今回の事業とは別途のものとなります。また、本耐震診断は耐震改修を義務づけるものではありませんのでご留意ください。
- ◆市・県の窓口でもご相談はお聞きできますが、改修計画などに関するご相談や業者選定などに関するご相談などについては、別途相談窓口を紹介させていただくこととなります。参考にその窓口を記載します。

- 設計事務所などの紹介：(社) 奈良県建築士事務所協会 0742-34-8850
- 各種住宅相談：(社) 奈良県建築士会 0742-30-3111 (要予約)

<問合せ先>

香芝市都市計画課

〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地

TEL:0745-44-3315 FAX:0745-78-3830

メールアドレス:tokei@city.kashiba.lg.jp